

政令第十号

学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）附則第四条第四項及び国立大学法人法（平成十五年法律百二十二号）附則第二十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第一条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。附則第十八条を次のように改める。

（国庫に納付すべき金額等）

第十八条 法附則第二十三条第一項の政令で定める金額は、平成二十四年度の一般会計補正予算（第一号）により政府から当該国立大学法人に対し出資された資金の管理により生じた運用利益金に相当する金額とする。

2 法附則第二十三条第一項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

3 文部科学大臣は、法附則第二十三条第一項の規定により国立大学法人が国庫に納付すべき金額（以下この条において「納付金額」という。）を定めたときは、当該国立大学法人に対し、その納付金額を通知しなければならない。

4 国立大学法人は、前項の通知を受けたときは、文部科学大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならない。

（評価委員の任命等）

第二条 学校教育法等の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）附則第四条第三項の評価委員は、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。

一 財務省の職員 一人

二 文部科学省の職員 一人

三 国立大学法人東海国立大学機構の役員（令和二年三月三十一日までの間は、国立大学法人名古屋大学の役員） 一人

四 学識経験のある者 二人

2 改正法附則第四条第三項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3 改正法附則第四条第三項の規定による評価に関する庶務は、文部科学省高等教育局国立大学法人支援課において処理する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣 麻生 太郎
文部科学大臣 柴山 昌彦
内閣総理大臣 安倍 晋三

統計法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十一号

統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条及び第五十六条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項第二欄中「報告義務者」の下に「基幹統計調査の報告をする義務を負う個人又は法人その他の団体をいう。以下同じ。」を加え、同項（その他の事務に係る部分に限る。）第三欄第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項（調査票の配布、取集、審査等に関する事務に係る部分に限る。）第三欄第七号中「前号」を「第四号」に改め、同号を同欄第八号とし、同欄第六号を同欄第七号とし、同欄第五号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同欄第六号とし、同欄第四号の次に次の一号を加える。

五 報告を求める事項を事業所の名称及び所在地並びに当該事業所において事業が営まれているか否かの別に限定した調査の実施並びに当該調査の結果に基づく調査票の作成に関する事務

別表第一の一の項第四欄第八号中「この項第三欄第五号」を「この項第三欄第六号」に改め、同表の五の項第三欄第二号中「支出」の下に「その他都道府県知事が調査すべき世帯の所得及び消費に関する事項として総務省令で定めるもの」を加え、同欄第五号中「世帯員の収入及び支出の」を「第二号に規定する」に改め、同欄第四欄第一号中「世帯員の収入及び支出の」を「この項第三欄第二号に規定する」に改め、同表の十一の項及び十二の項を削り、同表備考第一号中「同項第三欄第八号」を「同項第九号」に、「同欄第十二号及び第十三号」を「同欄第十三号及び第十四号」に改め、「総務大臣」の下に「と、同項第四欄第九号中「第三号」とあるのは「第七号」を加え、同表備考第八号を同表備考第九号とし、同表備考第七号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同表備考第七号とし、同表備考中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同表備考第二号中「一の項」を「前二号に規定する場合以外の場合における一の項」に改め、「前号」に規定する場合を除き」を削り、同号を同表備考第三号とし、同表備考第一号の次に次の一号を加える。

二 一の項第一欄に掲げる基幹統計に係る基幹統計調査のうち報告を求める事項を事業所の名称、所在地、工業出荷額その他の工業の実態を明らかにするための事項に限定したものをを行う場合における同項の規定の適用については、市町村長は、同項第四欄第五号から第七号までに掲げる事項を行わないものとする。

別表第二の四の項を削り、同表の五の項を同表の四の項とし、同表の六の項から十三の項までを一

項ずつ繰り上げ、同表備考を削る。

附則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、令和元年八月一日から施行する。

総務大臣 石田 真敏
内閣総理大臣 安倍 晋三

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三